農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

次に掲げる命令の規定中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

一　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第十条の三十及び第五十七条の三十一の十七

二　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第七条の三十の二及び第五十条の三十一の十七

三　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）第八十五条の二十七の二及び第百四十七条の十六の二

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

省　令

○文部科学省令第二十五号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）第八条第二項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月十五日

文部科学大臣　下村　博文

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成十六年文部科学省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「次条第二項」を「次項第一号、次条第二項及び第二十三条第二項第一号」に改め、同項第三号中「及び第二十三条第二項」を「、第二十三条第二項、第三十五条第四項及び第三十七条」に改め、同項第四号中「又は外国の大学」の下に「若しくは外国の大学院」を加え、「の大学を卒業した」を「の大学を卒業し若しくは外国の大学院の課程を修了した」に改める。

第三十五条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（返還免除の認定の対象となる者）

第三十五条の二　令第八条第二項の文部科学省令で定める者は、外国の大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生のうち、当該外国の大学院において当該学生に対して授業又は研究指導を行う教員の推薦を受けた者であって、機構に設置される同条第一項の認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考を行うのに必要な学識経験を有する者により構成される委員会が推薦するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第三十号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十二号）等の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から適用する。

平成二十七年五月十五日

金融庁長官　細溝　清史

（長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件等の一部改正）

第一条　次に掲げる告示の規定中「有価証券関連業をいう」を「有価証券関連業をいい、同法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務及び同法第二十九条の四の三第四項に規定する第二種少額電子募集取扱業務を除く」に改める。

一　長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件第四条第一項第一号

二　銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件（平成十八年金融庁告示第九十二号）第一条第一号

三　信用金庫法施行規則第百八条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件（平成十八年金融庁告示第九十三号）第一条第一号

四　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十五条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者を定める件（平成十八年金融庁告示第九十四号）第一条第一号

（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件及び特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部改正）

第二条　次に掲げる告示の規定中「行う者」の下に「（法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）」を加える。

一　金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）第一条第四号イ

二　特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）第一条第四号イ

○金融庁告示第三十一号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十三条第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十七年五月十五日

金融庁長官　細溝　清史

第二条第十二号から第四十三号までを次のように改める。

十二　株式会社ゆうちょ銀行

十三　株式会社ジャパンネット銀行

十四　株式会社イオン銀行

十五　住信ＳＢＩネット銀行株式会社

十六　株式会社じぶん銀行